

行為 (action) の場としての公的領域の拡張可能性

哲学哲学史 博士前期課程一年 志水凜

政治理論家ハンナ・アーレント (1906-1975) が提唱する「行為 (action)」と、行為が行われる場としての公的領域は、彼女の思想における主要概念の一つである。主著『人間の条件』(1958)において、人間の「複数性 (plurality)」を前提とし、人と人との間で行われる活動力として定義される「行為」は、多数の人々の前に現れる場である公的領域において言論や行いを通して自己を明らかにする営みである。『人間の条件』でモデルとして描かれる古代ギリシアでは、家庭などの私的領域とは区別された政治共同体であるポリスという公的領域において、市民らが自由に自らの卓越性を競い合っていたという。そしてその後の著作『革命について』(1963)では、フランス革命やロシア革命に出現した「評議会」が、すべての市民が参加可能な純粋に政治的な自由の空間として取り上げられている。

しかし、こうした行為の場の例として挙げられる古代ギリシアのポリスや評議会という公式な政治の場のモデルには、それぞれ問題点があるように思われる。まず、ポリスについては、参加するためには自由市民でなければならず、同時に奴隷や女性は公的領域に参加することすら許されなかった。このモデルは明らかに受け入れがたい差別を含んでいることがわかる。一方、女性も含めた多くの人々が市民としての権利を持つことが可能になってきた 20 世紀における評議会制の問題は、市民なら誰でも参加できるが、政治に対する大きな責任を負うことができるような高い政治遂行能力が求められる、ということだ。つまり状況は異なっているとはいえ、どちらの問題にも共通している点は、公的領域に入って行為するにはある一定の基準をクリアしなければならないということだ。だが、自己を明らかにする営みとしての行為は、果たしてそのような基準をクリアした人のみが行うるものなのだろうか。アーレントの思想において核となる「複数性」は、ある意味で閉ざされた空間内にだけ適応される概念なのだろうか。

ここで注目したいのが、行為が自己表現であることに着目した B. ホーニッグらの行為論である。例えばホーニッグは、自己のアイデンティティを示すことと結びつけられた行為は私的領域でも可能であることを提唱した。本発表では、このような行為論を取り上げることによって、ポリスや評議会のような公式な政治の場だけにとどまらない行為および公的領域の可能性を検討してみたい。